

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【公開番号】特開2018-57818(P2018-57818A)

【公開日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-014

【出願番号】特願2017-107235(P2017-107235)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月15日(2019.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者に遊技価値を付与する遊技機であって、

遊技の進行を制御する主制御装置と、

遊技における演出を制御する周辺制御装置と、

点灯または点滅可能な複数の発光部と、

遊技の進行に従って静止画や動画を表示する液晶表示装置と、を備え、

前記複数の発光部には、前記主制御装置が管理する主発光部と前記周辺制御装置が管理する副発光部とがあり、

前記主制御装置は、所定の条件を満たすことで当たりに関する抽選を行うようになされており、

前記抽選の結果を、前記主制御装置が管理する主発光部にて示されるようになされており、

前記遊技機に供給される電源の電圧の低下が検知される閾値電圧において、前記電源の電圧が、前記閾値電圧より高い電圧から当該閾値電圧に低下した場合は、前記周辺制御装置が管理する少なくとも一つの副発光部よりも先に前記主制御装置が管理する主発光部を消灯し、前記周辺制御装置が管理する少なくとも一つの副発光部の消灯よりも先に前記液晶表示装置が消灯しており、

前記遊技機に供給される電源の電圧の低下が検知される閾値電圧において、前記電源の電圧が前記閾値電圧より低い電圧から当該閾値電圧に上昇した場合も、前記主制御装置が管理する主発光部が消灯していることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

前述した遊技機では、遊技機に供給される電源電圧が一時的（例えば、瞬間的）に低下して直ぐに復帰する場合もあり、遊技機に供給される電源の電圧が低下した場合に適切な挙動を示すことが望ましい。

**【手続補正3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、低電圧状態において適切な挙動を示す遊技機を提供することを目的とする。

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本明細書に開示された発明の一例は、遊技者に遊技価値を付与する遊技機であって、遊技の進行を制御する主制御装置と、遊技における演出を制御する周辺制御装置と、点灯または点滅可能な複数の発光部と、遊技の進行に従って静止画や動画を表示する液晶表示装置と、を備え、前記複数の発光部には、前記主制御装置が管理する主発光部と前記周辺制御装置が管理する副発光部とがあり、前記主制御装置は、所定の条件を満たすことで当たりに関する抽選を行うようになされており、前記抽選の結果を、前記主制御装置が管理する主発光部にて示されるようになされており、前記遊技機に供給される電源の電圧の低下が検知される閾値電圧において、前記電源の電圧が、前記閾値電圧より高い電圧から当該閾値電圧に低下した場合は、前記周辺制御装置が管理する少なくとも一つの副発光部よりも先に前記主制御装置が管理する主発光部を消灯しており、先に前記主制御装置が管理する主発光部を消灯し、前記周辺制御装置が管理する少なくとも一つの副発光部の消灯よりも先に前記液晶表示装置が消灯しており、前記遊技機に供給される電源の電圧の低下が検知される閾値電圧において、前記電源の電圧が前記閾値電圧より低い電圧から当該閾値電圧に上昇した場合も、前記主制御装置が管理する主発光部が消灯していることを特徴とする。

**【手続補正5】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

この発明によれば、低電圧状態において適切な挙動を示す遊技機を提供できる。